

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(18)

令和7年4月10日

大阪高等裁判所第6民事部C E係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷 明彦

一審被告指定代理人 堀田 秀一

江原 謙一

向井 恵美

伊藤 健太郎

篠原 智仁

松本 渉

鈴木 洋祐

野津 佳純

希 優 中 田

朗 一 佑 根 中

行 俊 賀 古

充 裕 田 島

究 浦 隆

惠 幸 田 稲

夢 吐 井 新

夫 孝 園 鶴

郎 悟 田 藤

毅 橋 高

依 佳 根 曾 中

和 清 藤 佐

乃 彩 田 吉

月 優 原 藤

香 里 侑 本 松

薰 田 浅 大

志 匡 田 吉

田上雅彦

小林源裕

荒木佑馬

後藤堯人

井藤志暢

石本正明

塙尻浩貴

兼重直樹

奥崎鴻生

仲村淳一

長江博

渡邊桂一

大辻絢子

内藤浩行

佐藤雄一

平林昌樹

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第353号証	物理探査の活断層調査への適用の現状 (高橋亨ほか)	写	H9.2.28	断層調査に当たって用いることのできる手法は多種多様であって、その手法ごとに様々な特性ないし長短があることから、調査によって確認すべき事項や調査を行う場所の状況等によって最も有効な調査方法を選択して調査を行うことが重要となること
乙第354号証	用語集 (地震調査研究推進本部 ホームページ)	写	R7.3.25 印刷	物理探査の意義
乙第355号証	大飯発電所敷地内破碎帶の調査に関する有識者会合 議事録 (原子力規制委員会)	写	H24.11.7	大飯破碎帶有識者会合の第2回会合において、島崎委員長代理から南側トレンチについて、「こちら側に150mほど、反対側にも150mほど掘っていたいて、こここの状況をまず明らかにするということが、一番重要ではないか」との指摘があったところ、その指摘に続けて、島崎委員長代理が「これだけやっても、何も出なければ、本当にこういうものがあるのかどうかということになりますし、一方、ここでトレンチで何か出るのであれば、恐らく連続しているのではないかという蓋然性が増していくと思います」と述べたこと